

産業建設常任委員会委員長報告

(平成26年12月16日)

産業建設常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要とその結果を報告いたします。

まず第1号議案、平成26年度一般会計補正予算本委員会所管分ですが、その主な内容は、

- ・農林水産業費における、農産物直売所の機能強化のための施設改修等支援経費の増額補正。
- ・商工費における、トロッコ亀岡駅エレベーター設置支援経費の増額補正。
- ・土木費・災害復旧費における、本年8月の台風11号・豪雨に伴う道路、河川維持経費並びに農林業用施設及び公共土木施設の災害復旧事業費の増額補正等であり、

別段異論なく、採決の結果は全員をもって可決すべきものと決定しました。

次に、第3号議案、簡易水道事業特別会計補正予算

第4号議案、地域下水道事業特別会計補正予算

第6号議案、上水道事業会計補正予算

第7号議案、下水道事業会計補正予算

の4議案は、それぞれ、職員の異動、給与改定等に伴う職員人件費の補正計上のほか、施設管理業務委託に係る債務負担行為の設定等であります。

4議案とも別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第19号議案の総合農政計画審議会条例の一部改正は、審議会の委員構成の見直しに伴い、市議会議員を委員から除くものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第 20 号議案の耕地事業等分担金徴収条例の一部改正は、土地改良事業等における分担金の督促及び特別徴収金の徴収等について、規定整備を図るものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第 21 号議案の都市計画審議会条例の一部改正は、審議会を組織する委員構成を明確に規定するものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第 22 号議案の市営特定目的住宅条例の一部改正は、曾我部町穴太に設置している特定目的住宅 1 戸について、老朽化に伴い用途廃止するものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第 24 号議案の財産の取得は、亀岡市土地開発公社が工業団地用地として先行取得した西別院工業団地用地について、利活用を図るために取得しようとするものであります。採決に先立つ討論では、今後の利活用方針に関して、事業者への一括売却の方向性等に反対する意見がありましたが、採決の結果は、賛成多数をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第 25 号議案の土地改良事業の施行については、8 月の台風 11 号豪雨により被害を受けた農地及び農業用施設の災害復旧事業を実施するものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

以上、簡単ではありますが本委員会の報告といたします。

一般会計補正予算

台風11号・8月豪雨災害対応

応急対策や本格復旧の設計業務など一刻も早く対応するため、既決予算で対応し、不足分を増額補正。(全員賛成)

。道路・河川などの公共土木施設	
・災害復旧事業(国庫補助対象)	4922万円
・維持修繕など(市単独実施)	3595万円
。農地・林道などの農林業用施設	
・災害復旧事業(国庫補助対象)	8015万円
・復旧支援補助金	905万円

市独自の支援制度創設による増額補正分	
(農業用施設)申請13件	365万円
(林業用施設)15路線17力所	540万円

工事費40万円未満の災害復旧は、国庫補助対象外で全額自己負担となることから、委員会では、農家などの負担軽減、経営基盤の確保のためにも、行政の支援を求めてきました。

本年6月より、農林業団体などが事業主体となる対象工事について、10分の5以内(激甚災害10分の9以内)で補助する市独自の支援制度が実現し、今回初めて予算化するものです。

財産の取得

西別院工業団地用地

亀岡市土地開発公社が工業団地用地として先行取得した長期保有地について、現状での土地利用を図るため、公社から予定価額12億9396万6千円で取得(買い戻し)する議案です。

議会からは、新たな投資をせず、現状での早期売却を行うことを指摘してきた経過があります。前回の9月定例会で、公社から買い戻しをする補正予算を可決したことにより、今回提案されたものであり、本案を可決しました。(賛成多数)